

部長及び参事官

殿

所 属 長

交 企 発 第 1 4 号

(交指)

平成28年 1 月 5 日

30年保存 (口訓)

本 部 長

(沿革：平成28年 3 月14日交企発第86号)

(沿革：令和 2 年 9 月 4 日交企発第261号)

(沿革：令和 3 年12月10日交企発第307号)

(沿革：令和 5 年 8 月 8 日交企発第223号)

地域交通安全活動推進委員制度の運営について (通達甲)

地域交通安全活動推進委員制度については、道路交通法 (昭和35年法律第105号。以下「法」という。) 及び地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則 (平成 2 年国家公安委員会規則第 7 号。以下「規則」という。) のほか、「地域交通安全活動推進委員制度の運営について (例規)」 (平成 2 年11月30日高交指発第542号ほか) に基づき運営しているところであるが、高知県警察公文書管理規程 (平成27年 6 月本部訓令第18号) の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該制度の運営に関し次のとおり定め、平成28年 1 月15日から実施することとしたので、誤りのないようにしたい。

記

## 第 1 地域交通安全活動推進委員

### 1 委嘱

#### (1) 署長の推薦

公安委員会による地域交通安全活動推進委員 (以下「推進委員」という。) の委嘱は、規則第 1 条第 1 項及び高知県道路交通法施行細則 (昭和35年公安委員会規則第 5 号) 第24条の規定により署の管轄区域ごとに、当該管轄区域を管轄する署長が推薦した者のうちから行うものとされていることから、署長は、管轄区域内に居住し、又は勤務するなど管轄区域内の交通の状況に精通していると認められる者について、法第108条の29第 1 項各号に規定する要件を満たしているか否かを判断し、適任者を別記第 1 号様式の地域交通安全活動推進委員推薦書により、公安委員会に推薦するものとする。

#### (2) 委嘱の要件

法第108条の29第 1 項各号に規定する要件を満たすか否かの判断については、次に定めるところにより行うものとする。

ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること（第1号）。

人格識見ともに優れ、行動においても関係地域の住民に信頼があることをいう。

関係地域に他の交通に関するボランティア活動を行う者がいる場合には、その信頼も厚く、これと十分に連携をとりながら、効果的な活動を行うことができる者を選定することが望ましい。

イ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること（第2号）。

交通の安全と円滑に資するための活動について、熱意と旺盛な使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的な余裕を有することをいう。

ウ 生活が安定していること（第3号）。

経済的、社会的、家庭的に見て、生活基盤が安定していることをいう。

経済的観点から見ると、推進委員が名誉職であることから、その給与等に頼らなくても十分に生活ができる者ということになる。

エ 健康で活動力を有すること（第4号）。

心身ともに健康であり、推進委員としての活動を行うことによって、精神的、肉体的に支障を来すおそれがないことをいう。

このような要件を満たす限りにおいては、高齢者等であっても支障はないが、活動力等の面から、十分に適格性を判断することが望ましい。

### (3) 委嘱状

推進委員の委嘱は、別記第2号様式の委嘱状により行うものとする。

### (4) 関係住民に対する周知

規則第1条第2項の規定による措置は、推進委員の氏名、連絡先及び活動区域を県本部庁舎前の掲示板へ掲示すること及び県警察ホームページへ掲載することにより行うものとする。この場合において、当該推進委員個人の連絡先を周知させることが個人情報保護の上で適当でないとき、連絡先として署の交通課を指定し、連絡を取り次ぐなどの配慮をするものとする。

### (5) 定員

推進委員の定員は、別表第1の地域交通安全活動推進委員定員基準表に定めるところによる。

## 2 任期等

推進委員の任期は2年であり、再任することができるが、再任に当たる場合であっても、1(1)から(4)までに定める手続をとるものとする。

## 3 活動区域

(1) 活動区域

推進委員の活動区域は、原則として委嘱に係る署の管轄区域内の地域である。ただし、一の市町村に複数の活動区域がある場合に、当該市町村において各活動区域の推進委員が相互に協力して当該市町村全体の交通の安全と円滑に資するための活動を行うときなどのように、推進委員の活動区域内の地域における交通の安全と円滑に資するための活動が含まれているときは、活動区域以外の地域において活動を行うことができる。

(2) 活動区域以外の地域における活動の届出

推進委員が(1)のただし書による活動区域以外の地域における活動を行う場合は、その所属する地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）を通じ、あらかじめ当該推進委員の活動区域を管轄する署長に届出をするよう指導するものとする。

4 活動内容及び方法

法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条各号に規定する推進委員の活動については、次に定めるところによるものとする。

(1) 活動内容

ア 適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育（法第108条の29第2項第1号）

(ア) 具体例

- a 老人クラブの定例会等において、地域の高齢者に対して、身近な交通事故の多発箇所等を示すとともに、歩行中の交通事故を防止するため、安全にこれらの場所を通行する方法を理解させる交通安全教育を実施する。
- b 町内会等において、活動区域内の幼児・児童の保護者に対し、子供と一緒に道路を通行する際に注意すべき事項等保護者として果たすべき役割を理解させるための交通安全教育を実施する。
- c 警察、高知県交通安全活動推進センター等から講師を招き、当該講師と共に活動区域内の住民に対して交通安全教育を実施する。

(イ) 留意事項

交通企画課長及び署長（以下「交通企画課長等」という。）は、地域住民の交通安全に対する意識を高揚させることの重要性に鑑み、推進委員による交通安全教育が効果的かつ適切に実施されるよう、活動区域における交通事故の発生状況等に関する情報の提供、交通安全教育に必要な資器材の貸与、警察官の派遣等を行うこと。

イ 高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保す

るための方法について住民の理解を深めるための運動の推進（法第108条の29第2項第2号）

(ア) 具体例

- a 高齢者や障害者が、歩行者として又は自転車や電動車椅子等を利用して道路を通行している場合に、周囲の者が進路を譲るなどの配慮について啓発活動をする。
- b 高齢運転者標識、身体障害者標識又は聴覚障害者標識を表示する自動車に対する保護や配慮について啓発活動をする。
- c 高齢運転者等専用駐車区間制度の周知を図るとともに、他の一般ドライバーが車両を駐車しないようにするためのモラル向上について啓発活動をする。

(イ) 留意事項

交通企画課長等は、高齢化の進展、バリアフリー化の推進等に鑑み、推進委員による高齢者や障害者の通行の安全を確保するための啓発活動が効果的に行われるよう、推進委員に対する講習において反射材用品等の活用、電動車椅子の安全対策等について教養すること。

ウ 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進（法第108条の29第2項第3号）

(ア) 具体例

- a 違法駐車追放キャンペーンを行うなど駐車問題等に関する住民運動の盛上げを図る。
- b 地域の具体的な交通の状況を踏まえ、駐車対策等の必要性について理解を深めるための広報啓発をする。
- c 駐車場案内パンフレットの活用等による適正な車両の駐りに資するための情報を提供する。

(イ) 留意事項

交通企画課長等は、推進委員が地域住民の駐車問題等に関する意識を高めるように活動を指導すること。

エ 特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進（法第108条の29第2項第4号）

(ア) 具体例

- a 特定小型原動機付自転車又は自転車（以下「自転車等」という。）の通行ルール及び安全な通行等に関するチラシの配布等により、自転車等の利用者に対して通行ルールの周知を図る。
- b 自転車等の利用者に対するルール遵守の徹底を図るための街頭に

おける指導啓発を実施する。

(イ) 留意事項

交通企画課長等は、推進委員による自転車等の適正な通行についての啓発活動が効果的に行われるよう、推進委員に対する講習において通行方法等について教養すること。

オ 地域における交通の安全と円滑に資する事項について広報及び啓発をする活動(法第108条の29第2項第2号から第4号までに規定するものを除く。)(規則第4条第1号)

(ア) 具体例

- a 交通事故防止、飲酒運転根絶、暴走族追放等を目的とするキャンペーンを行うなど、交通問題に関する住民運動の盛上げを図る。
- b 地域の具体的な交通の状況を踏まえ、交通対策の必要性や反射材用品等の活用について理解を深めるための広報啓発をする。
- c 商店街や観光地における各種交通安全に資するための情報を提供する。

(イ) 留意事項

交通企画課長等は、推進委員が形式的な活動に流れることなく、地域の交通状況に応じた事項を取り上げて広報啓発活動を行うよう指導すること。

カ 地域において活動する団体又は個人に対し、地域における交通の安全と円滑に資するための協力を要請する活動(規則第4条第2号)

(ア) 具体例

- a 自治会の活動テーマとして駐車問題等の交通問題を取り上げることなどを働き掛ける。
- b 各種行事主催者に対し、臨時駐車場の設置、案内板の設置、自動車利用の自粛推進等の自主的な交通対策を講ずるよう働き掛ける。
- c 大型ビルの建築等の際し、関係者に対して自主的・先行的な交通安全対策等を講ずるよう働き掛ける。
- d 企業、商店等に対し、道路が混雑する時間帯等における貨物の搬入を避けること、店頭に駐車場案内板を設けることなど自主的な交通安全対策を講ずるよう働き掛ける。

(イ) 留意事項

協力を要請する事項としては、交通の安全と円滑に支障を及ぼす事情を解消することのような消極目的の事項と、交通安全運動に取り組むことのような、言わば積極目的の事項との両方が考えられる。

なお交通企画課長等は、当該要請に伴う相手方への経済的負担を考慮し、要請の方法を工夫するなど、相手方の納得を得ながら協力を要請するよう推進委員を指導すること。

キ 地域における交通の安全と円滑に関する事項について、住民からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う活動（規則第4条第3号）

(ア) 具体例

- a 地域における交通規制、信号機の設置等に関する住民の相談に対応する。
- b 迷惑駐車等の交通問題に関する住民の相談に対応する。

(イ) 留意事項

- a 交通企画課長等は推進委員に対し、他の協議会の活動区域に関する相談を受けた場合には、可能な限り助言をするとともに速やかに当該他の協議会の推進委員に引継ぎを行うなど適切な対応に努めるよう指導すること。
- b 交通企画課長等は、推進委員に対し相談に関して知り得た他人の秘密について、正当な理由無く他人に漏らさないことを指導すること。

ク 地域における交通の安全と円滑に資するための活動に協力し、又はその活動を援助する活動（規則第4条第4号）

(ア) 具体例

- a 地域の交通安全運動等に協力する。
- b 商店会、自治会等の自主的な交通対策に協力する。

(イ) 留意事項

協力援助活動は、他の活動主体の活動を支援することにより、地域全体における交通の安全と円滑に資する活動を高めようとするものであることから、交通企画課長等は推進委員に対し、その効果を念頭に置きながら当該援助活動を行うよう指導すること。

なお、協力援助活動の対象には、純粋に民間ベースの活動も、警察機関等が関与する活動も含まれる。

ケ 規則第4条第1号から第4号まで又は法第108条の29第2項第1号から第4号までに掲げる活動を行うため必要な範囲において、地域における交通の状況について実地に調査する活動（規則第4条第5号）

(ア) 具体例

- a 相談者に適切な助言をするため、必要な実態調査をする。
- b 地域の実情に応じた交通安全教育や広報啓発活動をするため、地

域の交通上の問題点について調査する。

(イ) 留意事項

交通企画課長等は、推進委員が調査活動をするに当たり強制にわたるような権限は与えられていないことを指導すること。

また、実地調査活動は、必ずしも実地での活動が必要とされるものではなく、動画や画像データ等を活用し、必要な情報を遠隔で収集することで、地域における交通の状況の確認を十分に行うことができる場合においては、実地調査活動を遠隔での活動で代替できるものとする。

(2) 活動方法

交通企画課長等は、各推進委員の活動の効果が活動区域全体にバランスよく及ぶよう、それぞれの推進委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等を調整するように協議会に対し指導すること。

(3) 活動の対象範囲

法第108条の29第2項に規定する推進委員の活動は、地域における交通の安全と円滑に資するための活動に限られるものであり、それ以外は含まれない。

5 遵守事項

交通企画課長等は、推進委員に対し、次の事項を遵守するよう指導するものとし、推進委員がこれらに違反したと認められるときは、個別に注意をする等必要な措置をとるものとする。

(1) 住民に対して行う交通安全教育を、交通安全教育指針に従って行うこと（法第108条の29第3項）。

交通企画課長等は、推進委員が平素から交通安全教育指針に対する理解を深め、効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるよう指導すること。

(2) 関係地域の住民の要望と意見を十分に尊重するよう努めること（規則第5条第1項前段）。

交通企画課長等は、ボランティア活動に法的な裏付けを与えるという推進委員制度の趣旨に鑑み、推進委員が平素から住民の要望と意見を踏まえて活動し、推進委員の活動に批判的な意見に対しても真摯に対応するよう指導すること。

(3) 関係者の正当な権利及び自由を侵害することのないように留意すること（規則第5条第1項後段）。

交通企画課長等は、推進委員が法律上特別な権限は認められておらず、

地域住民の理解と協力を得ながらその活動を行うものであり、その活動における行為が刑罰法令に触れることはもとより、刑罰法令に触れなくとも憲法に保障された国民の権利及び自由を不当に侵害するようなことがないよう指導すること。

- (4) 政党又は政治的目的のためにその地位を利用しないこと（規則第5条第2項）。

特別職に属する地方公務員たる推進委員には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する政治的行為の制限の適用はないが、推進委員の活動が、公務性を持つものであることから、その政治的な中立性を確保するとともに信頼性を高めるため、交通企画課長等は、推進委員がその名称や活動を選挙運動、政治的行為等に利用することがないよう指導すること。

「政党のため」とは、特定の政党を結成すること、特定の政党に加入すること、特定の政党を支持すること、特定の政党から脱退すること、特定の政党に反対すること等に資するとの意味である。

「政治的目的のため」とは、公職の選挙において特定の候補者、内閣若しくは政治的団体を支持すること又はこれらに反対すること、政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張すること又はこれに反対すること等に資するとの意味である。

「その地位を利用する」とは、推進委員の名称や推進委員としての活動に伴う影響力を行使することを意味する。6 身分証明書

推進委員には、規則第6条第1項に規定する身分証明書が公安委員会から貸与されるので、活動する場合は、当該身分証明証を携帯し、関係者から提示の請求があったときは提示しなければならないことを指導するとともに、その身分を失ったときは当該身分証明書を確実に返納させるものとする。

## 7 標章

### (1) 使用義務等

推進委員には、規則第7条に規定する標章を表す記章（バッジ）が公安委員会から貸与されるので、活動するときは当該記章を着用しなければならないことを指導するとともに、その身分を失ったときは当該記章を確実に返納させるものとする。

### (2) 記章の規格

ア 記章の寸法は、規則別記様式第2号の(A)を16.5ミリメートルとしたときの大きさとする。

イ 記章の色彩は、地の色を黄緑色（色彩番号DIC-251又はその相当色とする。）とし、日章（「交」の模様を含む。）及び縁取りを金色とする。



## 8 講習

規則第8条第1項の規定による推進委員に対する講習（以下「講習」という。）は、別表第2の講習の実施基準に従って行うものとし、受講者の利便性、要望等を踏まえ、オンラインにより行うことも差し支えない。

## 9 解嘱等

### (1) 解嘱の要件

法第108条の29第5項各号に規定する解嘱の要件に該当するか否かの判断は、次に定めるところにより行うものとする。

ア 法第108条の29第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき（第1号）。

1 (2)に定める委嘱の要件の判断基準に該当しなくなったとき。

イ 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき（第2号）。

法第108条の29第3項、規則第5条等に規定される職務上の義務に違反し、又は正当な理由がなく、法第108条の29第2項に規定する推進委員の活動を行うことを怠ったとき。

ウ 推進委員たるにふさわしくない非行のあったとき（第3号）。

推進委員としてふさわしくない刑罰法令に触れる行為又は反社会的・反道徳的な行為をしたとき。

### (2) 解嘱の上申

交通企画課長等は、管轄区域内の地域の推進委員が、法第108条の29第5項各号に規定する解嘱の要件に該当すると認めるときは、当該推進委員の解嘱について公安委員会に上申するものとする。

### (3) 解嘱手続

ア 推進委員を解嘱する場合には、推進委員の所在が不明である場合を除き、あらかじめ別記第3号様式の通知書により、解嘱の理由を通知して、当該推進委員に弁明の機会を与えなければならない。ただし、弁明の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由がなく期日までに弁明を行わないときは、弁明を聴かないで、解嘱することができる。

イ 解嘱は、別記第4号様式の解嘱状により行うものとする。ただし、当該解嘱された者の所在が不明であるときは、この限りでない。

ウ 解嘱をしたときは、速やかに、当該推進委員の氏名及び活動区域並びに解嘱した日について、1(4)に定める措置をとるものとする。

### (4) 辞職の承認

推進委員が任期途中で自ら辞職を申し出るなどにより、推進委員としての辞職を承認する場合には、(3)イ及びウに準じて処理するものとする。

## 第2 協議会

### 1 設置区域

協議会は、法第108条の30第1項及び高知県道路交通法施行細則第24条の規定により警察署の管轄区域ごとに、推進委員により組織されるものである。

### 2 役員の選任等への協力

署長は、規則第11条の規定による協議会の役員の選任等に必要な協力をするものとする。

### 3 事業

法第108条の30第2項及び規則第12条に規定する協議会の事業の運営は、次に定めるところによるものとする。

#### (1) 推進委員の活動の方針を定めること（法第108条の30第2項）。

##### ア 具体例

(ア) 重点的に取り組むべき活動内容、活動地域等を定める。

(イ) 月間、年間の活動の具体的な目標を定める。

##### イ 留意事項

活動方針を定めるに当たっては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、協議会の設置区域を管轄する署長（以下「所轄署長」という。）等と緊密な連絡を取るよう指導すること。

#### (2) 推進委員相互の連絡及び調整を行うこと（法第108条の30第2項）。

##### ア 具体例

(ア) 推進委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等を調整し、定める。

(イ) 各推進委員の活動等で必要がある場合に、これを調整する。

(ウ) 各推進委員の活動状況等について連絡する。

##### イ 留意事項

協議会が各推進委員の担当地区等を調整、設定する場合には、交番、駐在所及び署所在地の所管区の範囲その他地域における諸事情を勘案するよう指導すること。

#### (3) 推進委員の活動に関し、警察機関その他の関係行政機関、都道府県センターその他の関係団体及び他の協議会との連絡又は調整に当たること（規則第12条第1号）。

##### ア 具体例

(ア) 警察機関との連絡会を開催する。

(イ) 市町村の交通安全担当部局等の活動予定等を連絡する。

(ウ) 地区交通安全協会と活動内容を調整するための協議会を開催する。

- (エ) 共同で実施する行事について他の協議会と協議する。
- (オ) 高知県交通安全活動推進センターと研修を受けるべき推進委員の調整をする。

イ 留意事項

関係行政機関に対する連絡については、推進委員の活動日程等の連絡を行うものであり、関係行政機関に対する意見の申出権を認めたものではないので、誤りのないように指導すること。

- (4) 推進委員の活動に必要な資料及び情報を集めること（規則第12条第2号）。

ア 具体例

- (ア) 関係機関、団体等から資料及び情報を収集する。
- (イ) 推進委員が活動に関して把握した交通の状況に関する情報を集約する。

イ 留意事項

収集した資料及び情報については、適切な方法で推進委員に伝達し、活用するよう指導すること。

- (5) 推進委員の活動について広報宣伝をすること（規則第12条第3号）。

ア 具体例

- (ア) 推進委員の活動を宣伝するポスターを作成する。
- (イ) 広報紙（誌）を発行する。

イ 留意事項

広報宣伝については、推進委員の活動や成果を広報宣伝し、推進委員の活動について地域住民の理解を深め、その協力等が得やすくなるようなものとなるよう指導すること。

- (6) 推進委員がその活動を行うに当たって使用する資器材を管理すること（規則第12条第4号）。

ア 具体例

交通安全教育用の資器材、広報啓発活動用のビデオ機器等がある場合にこれを保管管理する。

イ 留意事項

備品については、管理台帳を作成し、管理に問題がないようにするよう指導すること。

4 意見の申出

- (1) 意見の申出

ア 署長に対する意見

法第108条の30第3項の規定による所轄署長に対する協議会の意見の申出は、別記第5号様式の地域交通安全活動推進委員協議会意見書により行うように指導するものとする。

#### イ 公安委員会に対する意見

法第108条の30第3項の規定による公安委員会に対する協議会の意見の申出は、所轄署長を経由し、別記第6号様式の地域交通安全活動推進委員協議会意見書により行うように指導するものとする。この場合において、意見の申出を受理した所轄署長は、当該協議会の意見に対する意見等を付した上、公安委員会に送付するものとする。

#### (2) 意見に対する措置

協議会が申し出た意見のうち、理由のあるものについては、交通警察の運営上、十分に参考とするよう努めるものとする。

また、協議会が申し出た意見に対して講じた措置については、支障のない範囲内で、協議会に連絡するよう努めるものとする。

### 5 報告又は資料の提出

#### (1) 対象事項

規則第14条の規定による協議会に対する報告又は資料の提出の要求は、法第108条の30第2項、規則第12条及び法第108条の30第3項に規定する業務の実施状況、役員の選任手続状況、会計の処理状況等協議会の適正な運営を確保する上で必要と認められる事項全般が対象となる。

#### (2) 方法

規則第14条の規定による協議会に対する報告又は資料の提出の要求は、急を要する場合を除き、別記第7号様式の報告又は資料の提出要求書により行うものとする。

### 6 勧告

#### (1) 対象事項

規則第15条の規定による勧告は、法第108条の30第2項、規則第12条及び法第108条の30第3項に規定する業務の実施方法の改善、役員の選任手続の改善、役員の解任、会計処理の改善等協議会の運営全般が対象となる。

#### (2) 方法

規則第15条の規定による勧告は、別記第8号様式の勧告書により行うものとする。

### 7 その他

#### (1) 地区交通安全協会等との関係

協議会の運営に当たっては、地区交通安全協会等との関係に十分配慮す

るものとする。

(2) 協議会の内規

協議会の定める内規のうち、推進委員の担当する地区又は事項の定めに関する事項、役員の選任及び解任に関する事項、相談役等の委嘱及び解嘱に関する事項、公安委員会又は署長に対して申し出る意見の決定に関する事項その他重要と認められる事項については、所轄署長と事前協議をさせるなど必要な指導を行うものとする。

(3) 事務所等

協議会の事務所、協議会の会議の開催等については、所轄署長において可能な限り便宜を図るよう努めるものとする。

(4) 援助協力

協議会の事務については、協議会が行うことが原則であるが、事務が円滑に遂行されるよう、必要に応じ、援助協力をするものとする。

### 第3 高知県交通安全活動推進センター

交通企画課長は、高知県交通安全活動推進センターに対し、次に定めるところにより指導するものとする。

#### 1 研修業務

(1) 研修内容

法第108条の31第2項第11号に規定する推進委員に対する研修（以下「研修」という。）について、その内容、実施時期等から、講習を補完したものとなるよう指導すること。

(2) 研修実施計画書の作成方法等

研修は、あらかじめ研修事項、研修方法、研修時間、研修対象者の範囲等に関する研修実施計画を策定し、これに基づいて実施するよう指導するとともに、当該研修実施計画の策定にあたっては、事前に交通企画課に協議するよう指導すること。

また、研修は、オンラインによる実施も含め、受講者の利便性に配慮した方法により行うよう指導すること。

(3) 協議会との関係

研修事項等の内容、研修させる推進委員の人選等研修の運営に当たって関係協議会と必要な連絡を取るよう指導すること。

#### 2 支援業務

法第108条の31第2項第12号の規定による協議会に対する支援業務について、交通企画課と緊密な連絡を取りながら実施するよう指導すること。

別表第1（第1関係）

地域交通安全活動推進委員定員基準表

区域	定員	区域	定員
高知署	20	土佐署	11
高知南署	20	佐川署	6
高知東署	19	須崎署	10
室戸署	6	窪川署	6
安芸署	10	中村署	16
南国署	20	宿毛署	6

備考 推進委員の定員は「区域」欄に掲げる署の管轄区域ごとに「定員」欄に掲げる人数とし、当該定員については「区域内地域別定員」欄に掲げる地域（当該署の管轄区域内の範囲に限る。）ごとに括弧内の人数に振り分けること。

別表第2（第1関係）

地域交通安全活動推進委員に対する講習の実施基準

1 講習の目的

講習は、推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うことができるようにするため、推進委員に対し推進委員としての基本的な事項を理解させることを目的とする。

2 講習の実施時期

講習は、原則として、推進委員として委嘱した時からおおむね3か月以内に実施するものとする。

3 講習の方法

講習は、講習用に作成された教本を用いるほか、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

4 講師

講習の講師は、講習事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てるものとする。

5 講習の内容等

講習項目、講習内容及び講習時間は、おおむね次の表に掲げるとおりとするが、委嘱する推進委員の知識及び経験等に応じて必要な事項を追加し、又は不要と認められる事項を省略することができるものとする。

講習項目	講習内容	講習時間
1 道路交通の現状に関する知識	① 全国の交通死亡事故発生状況など交通情勢の概要について説明し、交通の安全と円滑を図る上での課題を理解させる。 ② 県内における交通死亡事故発生状況など交通情勢について説明し、県内における交通の安全と円滑を図る上での問題点を理解させる。	1時間程度
2 道路交通関係法令の基礎的な知識	交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）に規定する事項を中心に、法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の道路交通関係法令に規定する交通の安全と円滑に係る事項のうち、	1時間程度

	推進委員としての活動を行う上で必要と認められるものについて説明し、理解させる。	
3 推進委員としての心構え	<p>① 推進委員制度の趣旨について説明し、交通の安全と円滑の確保を図る上で推進委員が果たすべき役割について理解させる。</p> <p>② 法及び規則を中心に、推進委員の身分、活動区域、遵守すべき事項等を十分に理解させる。</p> <p>③ 協議会及び高知県交通安全活動推進センターとの関係について説明し、理解させる。</p>	1 時間程度
4 活動要領	<p>① 法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条各号に規定する推進委員の活動内容について十分に説明し、理解させる。</p> <p>② 各活動に関する公安委員会の指導方針について周知徹底を図る。</p>	1 時間程度
5 交通安全教育の実施要領	地域における住民に対する交通安全教育の重要性について説明し、年齢若しくは通行の態様又は業務の態様に応じ、段階的かつ体系的に技能及び知識を習得させるため、交通安全教育指針の内容を十分に理解させる。	1 時間程度

(別記様式省略)